

質 疑 応 答 書

工事名 消防本部庁舎大規模改修建築工事

NO	図面 番号	質 問 事 項	回 答
1		工事従事者の駐車場スペースは、敷地内に確保可能でしょうか。	消防職員等及び消防緊急車両のスペースを確保した上で消防業務に支障がないと判断される部分へ駐車可能です。 【参考図】外構改修STEP案(1)のSTEP1,STEP2の着色部分の大部分を工事用スペース(仮設事務所等及び工事従事者の駐車場スペース)と想定しています。(工事期間中の敷地内での消防署の訓練は実施しない)ただし、当該部分は消防職員等も駐車(数台)します。また、関連工事(電気設備工事・機械設備工事)もあることから、駐車台数は限られます。工事従事者用車両が多くなる場合は別途駐車場を確保してください。
2		工事用仮設事務所・休憩所・トイレ・倉庫を敷地内に設置することは可能でしょうか。	可能です。【参考図】外構改修STEP案(1)のSTEP1,STEP2の着色部分を想定していますが、具体的な範囲は協議により決定します。
3		金抜内訳書(P5)に「桝組本足場手摺先行」と記載ありますが、「くさび式手摺先行」に変更してもよろしいでしょうか。	本足場(手すり先行)とし、桝組・単管・くさび式の足場種類は問いません。労働安全法その他関係法令を遵守したものとしてください。
4		仮囲いの設置範囲についてご指示いただけますでしょうか。	仮囲い数量は見込んでいますが、本工事は改修工程等が複雑であることから、範囲・形状等の指定は行いません。総合仮設計画による最善な安全仮設としてください。
5	A27 A133	改修外構図(A133)のX7通り左側に既設側溝300型と記載がありますが、A27では新設側溝と記載あります。外構図(A133)を正として考えてよろしいでしょうか。	A-133を正とします。
6	A133	改修外構図(A133)にある既設マンホール嵩上げは「コンクリート舗装部」「新設駐車場部」「既存舗装補修」内にある全ての柵の嵩上げが必要でしょうか。	「コンクリート舗装部」「新設駐車場部」の既存マンホールについては、舗装勾配次第で嵩上げが必要で、「既存駐車場内」については、オーバーレイの舗装勾配に支障なければ嵩上げ必要はありません。本工事で13箇所、関連工事(機械設備工事)で27箇所の嵩上げを見込んでいます。
7	A30 A31 A33	EW-7(ルーバー部)の改修方法が立面図(A30,31)と矩計図(A33)とで異なります。どちらを正としたらよろしいでしょうか。	EW-7(ルーバー部)の改修方法は、A-30およびA-31を正とします。(ルーバー取外し再取付は中庭側部分のみとします)
8	A11-1 A-32	内部仕上表(A11-1)の防火衣ロッカー内壁仕上がt=8mmケイカルと記載あります。矩計図(A32)と内訳(P78)には強化石膏ボード2重貼りとなっております。強化石膏ボード2重貼りの上に8mmケイカルを上貼りでもよろしいでしょうか。	お見込みの通り強化石膏ボード2重貼りの上に8mmケイカル貼りとしてください。
9	A11-1	内部仕上表(A11-1)の保管庫天井仕上がPB貼12.5+岩綿吸音板t=12と記載あります。金抜内訳書(P84)には化粧石膏ボードT=12.5Iになっておりますが、図面仕上表(A11-1)を正としてよろしいでしょうか。	仕上表A11-1を正とします。

質 疑 応 答 書

工事名 消防本部庁舎大規模改修建築工事

NO	図面 番号	質 問 事 項	回 答
10	A11 -12	岩綿吸音板を仕上げとする場所で内部仕上表では下貼PB12.5mmですが、金抜内訳書では下貼PB9.5mmと記載あります。どちらを正としてよろしいでしょうか。	内部仕上表を正とします。
11	A113 A114	天井伏図(A113,114)には天井点検口の新設が95ヶ所ですが、金抜内訳書(P84,269,277)には3ヶ所程の記載しかありません。95ヶ所を正としてよろしいでしょうか。	天井点検口撤去新設は2階で3箇所、外部改修で10箇所となります。95か所は既存点検口も含んだ数です。天井点検口の新設箇所は、A-112～A-114の天井伏図において交差網掛け部分(軽天を含めて解体する部分)の範囲にある天井点検口の箇所数となります。
12	A127	主廊下の腰壁天端が詳細図(A127)ではポストフォームt=20と記載がありますが、金抜内訳書(P157)では集成材タモW170×t25と記載があります。どちらを正としてよろしいでしょうか。	集成材タモW170×t25とします。
13	A32 -36	矩計図(A32-36)には防鳥ネットの記載がありますが、金抜内訳書(P9)には記載がありません。どちらを正としたらよろしいでしょうか。	図面の誤記です。(防鳥ネット不要)
14	A135	EVピット昇降平面図(A135)の上部斜線部が示している意図をご教授ください。	設計協力の昇降機メーカーより、斫り等の措置が必要ではないかと指摘されている部分となります。昇降機専門業者決定後、既存に対する不具合が発生する場合は協議させていただきます。
15	A135	右上の「EV仕様要項」にレールT89/BおもりT89/Bとあり、中央上部の「付加仕様」欄に耐震対策としてS14とありますが、S14=T127になった場合、EVシャフト内にEVBOXの納まりが確保できないと懸念があります。	S14、T89にて設計しています。納まりが確保できない場合は変更協議を行います。
16	A135 -137	EV工事に伴う建築付帯工事(ファスナー付替、ピット内仕上げ改修、開口部・壁・床の補修等)の具体的な改修範囲および仕様をご教授いただけないでしょうか。	A135-137記載内容を工事範囲とします。A135-137図は設計協力昇降機メーカーの参考図であり、工事区分「別途工事」の記載は「本工事」(建築工事)とします。図面に記載なき改修が必要となった場合は協議させていただきます。
17	A135 -137	EV撤去及び設置用の足場は必要でしょうか。	撤去用足場及び新設用足場が必要です。
18	A135 -137	EVピット内の強度が不足している場合、補強工事が必要になりますが補強工事は別途でお願いします。	今後の検討において補強等が必要となる場合は別途協議させていただきます。